

## 医療保険制度改革について

令和2年12月2日

全国知事会社会保障常任委員会委員長  
鳥取県知事 平井 伸治

本日開催の医療保険部会につきましては、県議会の本会議と重なり出席することができませんので、書面にて意見を申し述べさせていただきます。

### 1. 後期高齢者の窓口負担割合の在り方について

令和4(2022)年以降、団塊の世代の方々が順次75歳以上の高齢者となり、後期高齢者支援金に係る現役世代の負担が大きく増加することが見込まれている中、世代間の公平を確保し、持続可能な社会保障制度を構築することは必要な改革と認識しており、一定所得以上の後期高齢者の方に更なる窓口負担を求めることはやむを得ないものとする。

他方で、窓口負担の引上げが高齢者の生活に与える影響、とりわけコロナ禍の中で必要な医療への受診が抑制されるおそれがあることについて、多くの都道府県が懸念を示しており、急激な負担増とならないよう十分に配慮するとともに、高齢者の健康と安心を確保するために万全の措置をとっていただきたい。

また、負担増をお願いする所得基準の考え方について国民への説明を丁寧に行うとともに、直接住民と向き合う市町村・後期高齢者医療広域連合をはじめ地方団体に対して詳細な情報提供を行っていただきたい。

なお、令和4(2022)年からの実施を想定して議論が進められているが、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せないことも踏まえ、適切な激変緩和措置を講じるとともに、施行時期については今後の感染状況に応じて柔軟な対応を取れるようにする必要があると考える。

以上